中学校完全給食推進本部専門部会 平成 28 年度第 1 回会議 会議録

開催日時 平成 28 年 (2016 年) 8 月 24 日 (水) 10 時 00 分~11 時 15 分 開催場所 本庁舎 1 号館 3 階会議室 B

出席者

(部会長)

| 学校教育部長 | 伊藤 | 学 | | | |
|-----------|----|----|----------|----|-----|
| (部会員) | | | | | |
| 基地対策課長 | 藤原 | 仁 | 財政課長 | 石渡 | 修 |
| 資産経営課長 | 河島 | 知博 | 危機管理課長 | 小貫 | 和昭 |
| 保健所生活衛生課長 | 佐藤 | 嘉雄 | 環境管理課長 | 大友 | 佐登志 |
| 資源循環総務課長 | 和田 | 明 | 廃棄物対策課長 | 佐藤 | 洋二 |
| 公共建築課長 | 小林 | 光弘 | 開発指導課長 | 山岸 | 哲巳 |
| 建築指導課長 | 桑島 | 正明 | 給排水課長 | 山田 | 宏幸 |
| 予防課長 | 田中 | 晃 | 学校管理課長 | 菅野 | 智 |
| 学校保健課長 | 藤井 | 孝生 | | | |
| (その他出席者) | | | | | |
| 学校管理課 係長 | 小松 | 清 | | | |
| (事務局) | | | | | |
| 学校保健課 係長 | 田中 | 慎一 | 学校保健課 主任 | 津田 | 尊夫 |
| 学校保健課 主任 | 中川 | 雄介 | 学校管理課 係長 | 田辺 | 勇 |
| | | | | | |

■教育長あいさつ (開会に先立ち、挨拶)

長年に渡って懸案事項となっておりました横須賀市立中学校での完全給食実施に向けて 検討をするために、皆様に中学校完全給食推進本部専門部会の専門部会員として就任いた だきました。お引き受けいただき、ありがとうございます。

市民や議会の皆様から、長年に渡りご要望いただき、検討を重ねてまいりましたが、7 月8日に市長と教育委員で構成する総合教育会議で本市の中学校でも完全給食を実施する 方針が決定しました。

教育委員会としては、中学校の生徒の心身の健全な発達や望ましい食育を推進するために、大変重要な施策であり、推進をしていかなくてはいけないと考えておりますが、実施に向けては、給食施設の整備等大きな課題が山積していると認識しています。そのため、

市長を本部長として全部局長で構成する推進本部を立ち上げ、昨日第1回会議を開催しま した。また、専門部会では、それぞれ専門的な立場で課題解決に向けて討議していただく ということで、11 部 15 課の課長に参画いただくことになりました。

教育委員会事務局だけでは、気がつかない部分も多々あろうかと思いますので、担当部門のことを含め様々な課題について示唆をいただければ、新たに解決すべき課題も把握できるのではないかというのが、事務局が考えていることですので、専門的な立場でご意見をいただくとともに、その他漏れている点があれば、教えていただければと思っています。

後ほど、事務局からスケジュール等の話もありますが、スピード感を持ってやらなければいけないという反面、拙速に物事を進めてもいけないと思っており、出発してみたらこんなことが抜けていたというようなことがないようにと思っています。今後の横須賀市の子どものために、中学校完全給食を望ましい姿で実施できるよう、皆様のお知恵を拝借したいと思います。実際の討議は、コンサルティング事業者に委託する調査結果がどの時点で固まるかという問題もありますが、並行して進めていきますので、ご協力をお願いいたします。大変お忙しい中、教育委員会が所管する新たな業務をお願いするため、大変恐縮に存じておりますが、重要な施策を検討していくということでご協力お願いいたします。

1 開会

- ・会議の資料と会議録を後日ホームページで公開することを報告
- ・「中学校完全給食推進本部設置規程」第5条第3項の規定に基づき、教育委員会事務局 学校教育部長が部会長となる。

2 部会長あいさつ

先ほど教育長からも話がありましたが、この度は中学校完全給食推進本部専門部会の部 会員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

本日の専門部会に先立ち、昨日は市長を本部長とし、副市長及び全部局長を本部員とする中学校完全給食推進本部第1回会議を開催しました。

その会議の中で、市長から中学校完全給食実施については、学校給食の意義が重要であることに加え、それ以外にも共働きの家庭等からのニーズや全国で約9割の公立中学校が給食を実施している状況下にあって完全給食を実施しないことが選ばれにくいまちにつながりかねないこと、さらには市民や議会から強い要望があることなどを鑑み、推進本部及び専門部会において、中学校完全給食をどうやって、いつから、いくらかけて実施していくかをしっかりと検討していかなければならない。そして、市としての最善策をとれるようにしていきたいといった趣旨の発言がありましたので、これを踏まえてしっかりと協議を進めていきたいと考えております。

今後、中学校完全給食の実施に向けて、皆様の専門的な知識やお知恵をいただきながら、 具体的な実施方式やスケジュールを検討していくわけですが、現在、中学校には給食の施 設がありませんので、どの方式で行うにしても、大規模な施設・設備の整備を伴う事業に なりますし、開始までには相応の年数がかかることが予想されます。

また、候補となる方式ごとに、多岐に渡る課題や留意事項などがあるため、全庁を挙げて、課題やその解決方法などをしっかりと把握・整理した上で、どのような方法で中学校完全給食を実施すべきかを検討していきたいと考えています。

市民や議会からも非常に注目を集めている案件でもありますので、様々な角度からしっかりと検討をするとともに、検討経過についても情報発信をしていきたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

3 部会員紹介(名簿の順に各課関連事項について紹介)

【基地対策課長】

防衛省関連の補助金・交付金や国有財産、特に旧軍財産について関係してくる。

【財政課長】

予算、補助金等が関係してくる。

【資産経営課長】

公有財産、主に普通財産が、給食センター方式を検討する際の候補地の選定に関係して くる。

【危機管理課長】

資料2には防災対策とあるが、給食センターや給食施設を守るという観点ではなく、新たに炊飯する施設ができるため、災害時に小中学校が避難所になったと際に、それらの施設が活用できるかという観点で関係してくる。

【保健所生活衛生課】

食品衛生、食中毒予防が関係してくる。

【環境管理課長】

給食調理施設が、公害関係の規制を受ける可能性があるため関係してくる。

【資源循環総務課長】

一般廃棄物の適正処理という観点で関係してくる。

【廃棄物対策課長】

給食施設から出る廃棄物の減量化等について関係してくる。

【公共建築課長】

学校施設や教育施設の管理運営に伴う改修工事や補修工事に携わっており、その点で関係してくる。中学校完全給食については、ハード的に色々難しい問題も出てくるのではないかと思っている。

【開発指導課長】

土地利用をするにあたっての開発の許可などが関係してくる。現状では、全ての中学校で、どのような施設でも建てられるわけではないと思われるため、早めにチェックをして正確な議論ができるようにするために参加している。

【建築指導課長】

建築基準法に基づく許認可、手続き等が関係してくる。

【給排水課長】

給食を作るにあたっては、当然水を使わないと給食を作れず、水を使えば、それを下水に排水することになる。資料2には開発行為等に限定して記載してあるが、開発行為に関わらず、水を使うという点で関係してくる。

【予防課長】

主に消防の設備関係、それから、火を使用する設備について関係してくる。

【学校管理課長】

学校の施設は全て学校管理課で所管している。学校施設はだいぶ古くなっており、色々課題があることは認識している。それらの課題についてできる限りの情報提供をして、お知恵をお借りしたいと考えている。

【学校保健課長】

部会員の皆さまから、中学校完全給食を実施するに当たっての様々なハードルを超える ためのご意見、アドバイスをいただき、それらを整理しながら、中学校での完全給食実施 に向けて、頑張っていきたいと考えている。

4 議題

「中学校完全給食について」

◆資料説明(*資料1~資料7について一括して説明)

【事務局】

◇資料1「中学校完全給食推進本部設置規程」

推進本部は、市立中学校における完全給食の実施について必要な事項を検討するために 設置したもので、市長が本部長、副市長が副本部長を務め、全部局長で構成する組織とな る。

また、専門的な事項を検討するために、専門部会を設置した。この専門部会は、学校教育部長が部会長を務め、関係課長で構成する組織となっている。

◇資料2「中学校完全給食推進本部専門部会 各課関連事項」

専門部会の構成員である 15 課と、各課の事務分掌のうち、中学校完全給食の実施に関連すると思われる内容について、参考に記載している。

◇資料3-1「中学校完全給食について」

- 「1 学校給食とは」では、(1)で、実施の根拠となる学校給食法の条文を、(2)で、 学校給食法施行規則で規定している三つの給食の区分について、記載している。
- このうち、「完全給食」については、給食内容が、パン又は米飯とミルク、おかずである 給食というのが定義となっている。
- 「2 横須賀市立学校の給食実施状況」について、現在、本市では、小学校 46 校と特別 支援学校 2 校で、完全給食を実施している。これらの学校は、各学校に給食室があり、 学校内で調理する自校方式で実施している。また、中学校 23 校では、ミルクだけを提供するミルク給食を実施している。
- 「3 完全給食の実施状況」について、(1)全国の実施率としては、平成 26 年 5 月 1 日時点で、87.5%の中学校で完全給食を実施しており、年々実施率が上がっている状況である。
- 「4 これまでの主な検討経過」について、平成27年度までに、スクールランチ充実事業の3回の試行と生徒、保護者、教職員、市民を対象にした「中学校の昼食に関するアンケート」を実施してきた。それらの結果を検証し、中学校の昼食のあり方に関する検討を

進め、本年6月に教育委員会として、中学校の昼食のあり方に関する基本方針と行動計画 を定めた。 そして、7月8日の総合教育会議で市長と教育委員会が協議した結果、中学校 で全員喫食による完全給食を実施する方針が決定した。

「5 これまでに決定している事項」について、中学校完全給食に関して、現在、決定しているのは、中学校で完全給食を実施するということ、選択制ではなく、全生徒を対象に実施するということ、1人分ずつ弁当箱で提供するのではなく、クラス分の給食が入った食缶で提供し、クラスで配膳するということの3点である。

「6 今年度検討する事項」について、主には、具体的な実施方式をどうするかということで、中学校に新たに給食室を整備し、校内で調理する自校方式とするのか、新たに給食センターを建設し、センターで調理した給食を各中学校へ配送するセンター方式にするのか、小学校の給食室で、小学校の給食に加えて中学校の給食を調理し、各中学校へ配送する親子方式にするのかといったことについて検討する。

また、実際にいつから完全給食を開始できるのか、さらに来年度以降に必要となる予算 措置などについても検討する予定である。

◇資料3-2「実施方式別学校給食実施状況(神奈川県:公立中学校数)」

県内の状況は、平成27年5月1日時点で、県内33自治体のうち、19自治体で完全給食を実施しているが、横浜市や川崎市など学校数の多い自治体が実施していないため、実施率としては25.7%にとどまっている。

欄外に27年5月以降の状況として記載したが、大磯町が実施済、座間市が試行中で、 川崎市、鎌倉市、葉山町が実施予定となっている。このうち川崎市については、52 校中、 新たに3か所の給食センターを整備する方式で48 校に、新たに給食室を整備する方式で2 校に、そして小中学校の校舎が合築されている学校で2校に完全給食を実施する予定となっている。

◇資料4「検討スケジュール(案)」

中学校完全給食推進本部は、昨日第1回目を実施し、第2回は、来月の部長会議と同日に開催する予定で、今回の専門部会の内容などを報告し、意見をいただく予定である。第3回以降も、専門部会開催後にその検討内容などを報告し、ご議論いただく予定である。

次に、専門部会は、第1回を本日開催している。9月には、関係各課に中学校完全給食の実施に関する課題や留意事項などについて文書で照会し、その結果を基に第2回で情報共有や意見交換を行うことを想定している。第3回については、調査委託の途中経過を含め引き続き情報共有や意見交換を行う。第4回については、調査委託の中間報告の結果を基に、具体的にどの方式が良いのかということを議論していく予定である。

次に、連絡協議会は、学校関係者の理解を得て実施に係る課題等の解決を図るため、教職員や保護者と教育委員会事務局とで構成する連絡協議会を設置する予定である。協議会での意見や検討内容についても随時報告させていただく予定である。

次に、調査委託については、現在公告中で、8月31日に開札予定である。調査する内容としては、各実施方式で想定する施設・設備の概要や費用積算、想定スケジュールなどとなっている。1月10日を中間報告期限とし、2月10日を最終報告期限としている。

市議会、教育委員会定例会については、毎回、検討状況について報告を行う予定である。 最後に、全体を通じての検討の流れについては、調査委託の実施期間中に、推進本部、 専門部会、連絡協議会において、一般的な課題や留意事項を整理し、情報共有や意見交換 を行い、その状況を踏まえた上で、調査委託の中間報告がされた後に、どの実施方式で行 うのが良いかについて議論をし、来年の市議会第1回定例会では、委託調査の結果と推進 本部等での議論について報告を行う予定である。

最終的には、市議会第1回定例会でいただく意見も踏まえた上で、実施方式について決 定したいと考えている。

◇資料5「中学校完全給食の実施方式について」

「1 自校方式」は、「(1) 概要」にあるように、中学校に新たに給食室を建設し、校内で調理する方式である。「(2) 整備が必要となる内容」の、ア 給食室については、法令上の面積基準はなく、事例の表にあるように、自治体や学校の状況によって、面積が大きく異なっている。また、校舎内にある場合と校舎外にある場合があるが、校舎内にある場合は、学校の建設等の際に併せて整備された事例が多いと思われる。

次に「イ 昇降機」 エレベーターまたは小荷物専用昇降機については、給食を教室のある各階に運搬するために、昇降機の設置が望ましいと考えている。新たに給食を開始する自治体では、学校の時間割への影響や生徒の安全等を考慮して、中学校給食の実施に合わせて、エレベーターを新たに設置する事例が見られる。また、本市小学校では、給食用の小荷物専用昇降機があり、食缶等を各階まで上げている。

次に、「ウ 各階配膳室」については、本市小学校の場合、各階の配膳室にクラスごとに 食缶等を載せた配膳車を準備しておき、給食の時間に給食当番の児童が取りにきている。 一方、エレベーターを設置した他都市の事例では、クラスごとに鍵のかかるコンテナに入 れて教室前で保管し、各階に配膳室を設置しない事例もあるので、昇降機の条件によって 変わってくることも考えられる。

次に、「(3) 主な検討事項」についてだが、各実施方式とも検討事項の内容には業務委託で調査する内容も含まれているが、調査結果について議論するという意味も含め、検討事項として挙げている。

自校方式の主な検討事項について、中学校に新たに給食室を整備する場所が校舎外また

は校舎内にあるかどうかを検討する。整備できる場所がなければ、その学校については自 校方式での実施は難しいことになる。

また、給食室を新設することに伴って、既存の敷地や校舎に対して、建築基準法など関係法令上必要とされる対応などの他、災害時における活用、昇降機、各階配膳室の整備場所の有無などについても検討する。

次に、「2 センター方式」については、「(1) 概要」にあるように、新たに給食センターを建設し、センターで調理した給食を各中学校へ配送する方式である。

「(2)整備が必要となる内容」としては、まず、給食センターが必要となる。法令上の面積基準はなく、記載の事例のように、敷地面積や延床面積については各給食センターによって異なる。

また、中学校側の整備としては、給食センターから配送された食缶等を保管するとともに、別に配送されてくる牛乳をクラスごとに分け、各クラスへの配膳準備を行う配膳室が1階に必要となる。なお、自校方式の場合は、給食室内にこの1階の配膳室に相当するスペースがあるため、配膳室については記載していない。

「ウ 昇降機」と「エ 各階配膳室」については、自校方式と同様である。

センター方式の「(3) 主な検討事項」としては、給食センターを1箇所にするのか、2 箇所に設置するのか、どの場所での建設を想定するか、また用途地域によっては、建築基 準法の許可などどのような対応が必要か、給食センターは工場となるので、騒音や臭気な どについてもどのような配慮が必要かということも検討の必要がある。

次に、「3 親子方式」については、「(1)概要」にあるように、小学校の給食室で、小学校の給食に加えて中学校の給食を調理し、各中学校へ配送する方式である。中学校で複数校の中学校分を調理する場合もある。

「(2)整備が必要となる内容」としては、既存の小学校の給食室の改修または増築となる。親子方式も法令上の面積基準はなく、自治体や学校によって給食室の面積は大きく異なる。なお、親子方式について、自校方式と比較すると、他校に給食を搬出する場所や中学校分の食器やコンテナを保管する場所の確保が必要となるため、より広い面積が必要になる。

イ、ウ、エについては、センター方式や自校方式と同様である。

次に、親子方式の「(3) 主な検討事項」についてだが、小学校給食室で中学校分として どのくらいの食数を提供できるか、小学校給食室の改修または増築に伴い既存敷地や校舎 でどのような対応が必要となるか、小学校が自校の分だけでなく、他の学校分の給食を調 理するためにどのような手続きが必要となるかなどの他、中学校と中学校の親子方式も想 定し、複数校分の給食を調理可能な中学校があるかなどについて検討する。

なお、市議会第1回定例会では、学校の状況に応じて、自校方式、センター方式、親子 方式を組み合わせるような方式についても検討が必要ではないかというような提案もあり、 そういった視点での検討も必要になるものと考えている。 最後に、平成26年市議会第2回定例会で報告した各実施方式の試算額について、参考に 記載している。これは、他都市の金額等を参考にした概算のものである。なお、各方式の 初期費用は、エレベーターを設置する条件で積算している。

◇資料6-1「横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託 概要」

- 「1 スケジュール」は、8月31日開札予定で、1月10日が中間報告締切日、2月10日が最終報告締切日となっている。
- 「2 主な調査内容」としては、中学校の現地調査を行い、給食室や配膳室の設置場所、 エレベーター、小荷物昇降機の整備可否などについて調査を行う。
- また、「(2)各実施方式の比較」として、想定する給食室施設・整備の概要や費用積算、 想定スケジュールなどを調査するととともに、センター方式における事業手法の比較や親 子方式における小・中学校の想定組み合わせなども調査する。
- また、「(3) その他」として、今後の食数の推移に関する資料や施設に付加できる取り 組み事例等についても併せて調査を行う予定である。

◇資料6-2「横須賀市立中学校完全給食実施方式の検討に係る調査業務委託 仕様書」

仕様書について参考に添付したので、参考に見ていただきたい。

◇資料7「中学校の昼食のあり方について(概要版)」

6月に教育委員会で決定した中学校の昼食のあり方についての基本方針と行動計画を記載しているので、参考に見ていただきたい。

◆質疑

【財政課長】

資料4のスケジュールについて、委託調査の結果や市議会からの意見も踏まえて決定するということだが、予算編成時期を考慮すると、具体的な予算の計上は、早くても平成30年度以降ということになるのか。

【事務局】

スピード感が求められていることを考慮すると、予算編成上難しいことは承知しているが、平成 29 年度予算に何らかの予算要求ができるようにしたいと考えている。

センター方式の場合は、基本計画等を策定するための調査委託費用が必要となると思う。

自校方式や親子方式の場合は、基本設計、実施計画、改修工事というような流れで進むのではないかと思うが、23 校と対象が多いため、自校方式と親子方式の場合も全体的な整備計画が必要になると考えている。そのため、どの実施方式を選択したとしても対応できるように、計画策定のための調査委託のような形で予算要求したいと考えている。

【財政課長】

予算編成にあたっては意見交換しながら進めたい。

次に、3つの実施方式に加えて各方式を組み合わせることも視野に入れているとの説明 があったが、調査委託の仕様書には組み合わせ方式に関する調査は含んでいない。組み合 わせ方式についてはどのように検討を進めるのか。

【事務局】

組み合わせ方式については、各方式を補完するような形での検討を想定している。例えば、委託調査の結果により自校方式で整備できない校数が1、2校だった場合、自校方式を基本とし、整備できない学校について親子方式と組み合わせるというような選択肢も想定することになる。当初の段階で、組み合わせ方式を前提に考えると想定するパターンが無数に広がってしまい、調査量も膨大になってしまう。そこで、今回の調査では、3つの実施方式を基本とし、それぞれの方式で実施が難しい学校が出た場合の対応として、組み合わせ方式の検討を考えている。

【開発指導課長】

自校方式は増改築、センター方式は新築となるので、用途という点では、それほど心配 していないが、親子方式は中学校分を調理する給食室が工場扱いとなり、用途地域に適さ なくなるため、大きな課題になるのではないか。

また、調査委託の仕様書には、施設整備の可能性に関する判定が含まれているが、これを事業者が調査するのは相当大変な作業となる。開発できる学校、できない学校があることやどの場所を道路付けにするかなど、そういったことまで検討しないと判定できない。調査事業者に委託する部分と、市で調査・判断する部分について、教育委員会としての考えを明確に示してもらいたい。協力は惜しまないが、非常に心配している。

【事務局】

以前に、コンサルティング事業者に話を聞いた際にも、敷地や建物の既存不適格の判断などは難しい面があるという意見があった。事業者が決定した後、速やかに事業者に依頼する部分と市で対応する部分との線引きを協議したいと考えているので、協力をお願いしたい。

【給排水課長】

質問など3点伺いたい。1点目は、資料3にある県内の実施状況について、政令市である横浜市、川崎市が実施していないことについて、他市よりも比較的財政力があると思われる政令市が実施していない理由をどのように捉えているかお聞きしたい。

2点目は、各実施方式による給食の質、クオリティーの違いについては特に触れられていなかったが、比較材料として考えた方がよいのではないか。

3点目は、センター方式を採用した場合、圧倒的な食数を提供する大規模な施設を建設することになるので、大量に水を使い、排水も大量になる。建設場所の制約、十分な配水管が周辺にあるかなども財政面に大きく関わってくる課題と認識している。

【事務局】

1点目の政令市の状況について、川崎市はすでに完全給食の実施が決定しており、政令市で完全給食を実施していないのは横浜市だけである。実施していない明確な理由は不明だが、財政規模も大きいが、学校数も多く、実施した場合にかかる財政負担も大きくなることも一因かもしれない。全国的に見ると、神奈川県と大阪近郊を除けば、完全給食を実施しているのが一般的であり、学校を建設する際に給食施設も併せて整備したものが多いのではないかと思われる。その点では、後から給食施設を整備する難しさもあるのではないかと思われる。

2点目の、給食の質については、資料を作成し、次回以降に提供したいと考えている。一般的には、自校方式が最も良いとされている。自校に給食室があれば、調理後提供できるまでの時間も短く、各校に調理員も配置されているので、手作りできる幅も広がる。一方で親子方式、センター方式であっても、二重食缶を使用することで温かい状態で提供することは可能であり、そこまで味が落ちるかと言われると判断は難しい。しかし、センター方式の場合、食数が多過ぎると、機械作業が増えたり、冷凍食品を使用する頻度が増えたりする可能性があるので、そういった点も検討していく必要がある。

3点目については、今後の検討課題として承った。

【危機管理課長】

センター方式とデリバリー方式の違いは何か。民設民営の給食センターはセンター方式 になるのか。

【事務局】

明確な定義は難しい。資料 3-2 では「単独調理場」は自校方式、「共同調理場」はセンター方式と親子方式、「その他」は民間の施設で作った給食が属し、デリバリー方式はこれに含まれる。

一方で、報道などで認識されているのは、センター方式は食缶で提供する事例、デリバ

リー方式は弁当箱での提供する事例として捉えられていることが多い。

【危機管理課長】

事務局としては、センター方式は公設公営を想定しているのか。

【事務局】

設置については、基本的には公設を考えている。しかし、費用面を抑える目的などから、 議会などから民設民営についても検討すべきとの意見が出る可能性もある。

センター方式を採用することにした場合、民間活力の活用を目的にPFIなどの導入可能性調査を行うのが一般的である。公設公営をモデルにし、事業手法別にどの程度費用を縮減できるのか比較を行う。その中で民設民営も比較対象として考えることになる。ただし、民設民営では、事業者が土地を確保し、施設も建設しなければならないため、センターの規模が大きいと実際に手を挙げる事業者がいるかという問題はある。

【危機管理課長】

資料5のセンター方式の検討事項に「給食センターの箇所数(1箇所/2箇所)」とあるが、3箇所や4箇所建設することは考えていないのか。

【事務局】

検討の対象から除外しているわけではない。3箇所以上の給食センターを設置することも理論上は可能である。ただし、センター方式の利点の一つには、管理を集中させることにより、コストを縮減できることがある。1センターあたりの供給食数が少なくなり、センターの数が増えると費用が高くなってしまうという話も事業者からは聞いている。

【危機管理課長】

3箇所以上も検討する可能性があるならば「(1箇所/2箇所)」とは示さずに「給食センターの箇所数」とした方が良いと思う。

【事務局】

ご指摘のとおりであるので、今後使用する資料については修正する。

【危機管理課長】

給食センターの建設場所は市内しか想定していないのか。例えば南下浦や六浦など近接する他の自治体に建てる可能性はないのか。

【事務局】

現時点では市内で想定している。公設の場合、まずは市有地、それから市内の公有地という順で検討することになると思う。しかし、民設民営になった場合には、民間事業者が 土地を確保するところから始まるため、市外になる可能性もある。

【危機管理課長】

親子方式ではなく、中学生が近隣の小学校に食べに行った場合には、給食にはならないのか。

【事務局】

それも給食になる。しかし、実際に中学生が小学校に移動するのは、学校運営上の課題があると思われる。また、中学校の昼食時間が15分程度しかなく、食べる時間が短いのではないかというご指摘をいただいている状況であること、小学校と中学校間の距離が近い学校でも移動にはそれなりの時間がかかることから、可能性を除外するわけではないが、実際には難しいのではないかと考えている。

【危機管理課長】

親子方式の場合、小学校で作った給食を中学校に届けるのは誰になるのか。

【事務局】

配送事業者がトラックで配送することになる。中学校の1階の配膳室に給食を届けることを想定している。

【危機管理課長】

諏訪小学校と常葉中学校の距離なら中学生が小学校に食べに行った方が早いのではない かと感じた。

【事務局】

諏訪小学校と常葉中学校ではトラックは使用せずにそのまま運ぶことになると思う。ただし、諏訪小学校の給食室で常葉中学校に提供する食数を作ることができるかという課題はある。

【基地対策課長】

事業費に対する補助として、給食センターの整備は防衛省の補助金の対象外である。財源として防衛省の補助金を考えるのであれば、防災施設としての機能を検討する必要がある。また、地域防災計画への位置付けも必要となる。

【事務局】

他都市の事例で、防災機能を付加して、防衛省補助金を受けた給食センターの事例があることは承知している。助言をいただいた点について、具体的な検討の進め方については 今後協議したい。

【危機管理課長】

地域防災計画の改定は早くても1年はかかるので、早めに協議をすることが必要となる。

【基地対策課長】

給食センターに関連して防衛省補助金を受けるためには、地域防災計画に位置付けられているというだけでは厳しく、市として給食センターが防災上必要であることについて客観的な状況を示せた上で、ようやく補助を受けられるかどうかという議論に入ることができる。そういうレベルでの厳しさがあると認識しておいてほしい。

【予防課長】

消防設備の面では、学校の施設を増築する場合、少しの部分の増築であっても既存校舎に影響が及ぶものと認識してほしい。屋内消火栓設備などは、増築部分だけでなく、既存部分についても判断しなければならない。また、4階建て以上の学校であれば、増築により、消防活動の空地やはしご車の進入路が阻害されないかなども考えなければならない。

【廃棄物対策課長】

将来的に小学校もセンター方式に移行することも視野に入れているか。

【事務局】

現状では考えていない。現在、中学校の生徒数が約1万人、小学校は約2万人弱となり、 食数の規模から考えても難しい。しかし、小学校の施設建替え時などに一時的に給食セン ターから供給することは考えられ、そういった点は、センター方式のメリットでもある。

【廃棄物対策課長】

センター方式の場合、食べ残しなどの残さは、食缶と一緒に給食センターに運搬され、 給食センターから排出されるということでよいか。

【事務局】

その通りである。

【給排水課長】

仮にセンター方式とした場合、人口減も見据えて、小学校の施設建替えの際などに、給食の提供について給食センターに吸収していくことを考えなければならない状況になるのではないか。そのような想定をする場合、現状で必要とされる規模よりも大きい規模の給食センターを整備するという考え方も出てくるのではないか。調査委託の中でそこまで見通すのは難しいとも思うが、必ず議論になると思われる。現時点で、事務局として想定していることがあるか。想定していないのであれば考えは持っておいた方が良いのではないか。

【事務局】

現時点で、そこまでの想定はしていない。一般的に、特に給食を提供される側からすると、給食の質という面でセンター方式よりも自校方式の方が良いと考えるものと認識している。一時的にセンターを活用するということについては、理解は得られると思うが、自校方式からセンター方式へ変更することは、保護者などの理解を得るハードルは高いと感じており、今のタイミングでその話を前提として議論するのは難しい印象がある。人口減の状況を考えれば、将来的に検討しなければならない課題とは十分認識しているが、現段階で議論するのは難しいと考えている。ただし、あくまでも事務局としての考えなので、今後、専門部会も含めて必要があれば検討していく。

【給排水課長】

将来的なことも見据えた上で議論を進めた方が良いと思う。

【部会長(学校教育部長)】

他に質問等ないようなので、この後、各課に持ち帰った中で課題等があれば、事務局と 連絡を取り合いながら検討を進めていただきたい。学校保健課長から補足などあるか。

【学校保健課長】

議会からは、人口減による生徒数の減少や施設適正化の考え方の中での学校数の推移、 学校施設の老朽化などの長期的な視点も考慮に入れた上で検討するようご意見をいただい ている。本日いただいた意見も念頭に考えていきたい。

5 今後の予定

【事務局】

スケジュール(案)で説明したように、9月に今回説明した、自校方式、センター方式、 親子方式などに関して、各課の所管における課題や留意点など関係事項としてどのような ものがあるかを、改めて文書で照会させていただく。照会結果をとりまとめた内容につい て、第2回の専門部会で検討をしていきたいと考えている。

また、本日の会議の中で、照会とは別に早急に個別対応が必要な事案などがあれば、学校保健課まで連絡をいただきたい。

また、各委員に共有が必要な情報が出た場合には、庁内フォーラムにて、情報提供させていただく予定である。

【危機管理課長】

この後、文書による照会があるとのことだったが、どのような照会となるのか。具体的な質問をされれば答えやすいが、気づいたことがあれば教えてほしいという内容であれば回答が難しい。それぞれの部課に対し、何を求めている照会なのかを明確にしてほしい。

【事務局】

照会にあたっては鋭意努力する。

【危機管理課長】

議事録を公開するにあたって事前の確認はあるか。

【事務局】

事前に確認をお願いする。

6 閉会